

料金受取人払郵便

近江守山郵便局
承認
223

差出有効期間
令和5年6月
30日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

5 2 4 8 7 9 0



守山市長宛

守山市吉身二丁目5番22号

皆さまの「声」を生かします

市政について、「なぜっ!」「いいアイデアがあるの!」などと思われたことはありませんか。市民の皆さまから市政に対する意見や提案をお聴きします。寄せられた内容は、市長と担当課で、

市政に「生かす」方策を考えるとともに、郵送などでお返事します。
返事を希望する人は、必ず住所・氏名・連絡先を「記入ください(メールアドレスのみ、番地や名前の記載がない場合などは匿名扱いとなり、お返事できません)」。お寄せいただいた「声」の要旨を、市ホームページに掲載する場合があります(個人が特定できるような内容での掲載はしません)。

令和3年度 「市長への手紙」の受付件数

分野	件数	意見の主な内容
企画・総務・ 税務・人事	16	職員対応、庁舎、 広報など
環境・防災・ 市民生活	51	交通安全、騒音、 ごみなど
健康・福祉	63	新型コロナ感染症 対策、保育園、 幼稚園、保健、 健診など
都市整備・ 産業経済	35	公園管理、道路、 上下水道など
教育・文化・ スポーツ	48	小・中学校、図 書館など
計	213	—



豊かな田園都市 守山

のりしろ

のりしろ

キリトリ線

キリトリ線

【市の木】
クスノキ



【市の花】
妙蓮

※右の用紙を切り取って、お使いください(切手不要)。
市ホームページの専用フォームからも送信できます。



ホームページ

〈守山市の広聴制度〉

本市では「市長への手紙」のほかにも、広く市民の皆さまのご意見をお聴きする制度を設けています。

■市長への提案箱

市役所1階に提案箱を設置しています。用紙にご記入のうえ、投函してください。

■どこでも市長室

I. おでかけ型

市民の皆さまの申請により市長が地域へ出掛け、直接、皆さまと意見交換を行う制度です。

テーマは申請者が自由に設定できます。

市内に在住・在勤または在学している人で構成する5人以上のグループ・団体など

II. いらっしゃいませ型

市民の皆さまに市役所などにお越しいただき、テーマ別に直接市長が、皆さまと意見交換を行う制度です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

企画政策課広報係

☎(582)1164

FAX(583)5066



のりしろ

キリトリ線

のりしろ

キリトリ線

おとこころ	〒(-)
おなまえ	フリガナ
☎	